

厚生労働省発障第1218002号
平成19年12月18日
一部改正 厚生労働省発障第0229001号
平成20年2月29日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 } 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働事務次官

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。

おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

- 1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年~~第~~令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この国庫負担金は、障害児施設における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児施設において受けた施設支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「障害児施設」とは、児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設並びに同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）をいう。

(2) 「障害児施設措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき同法第45条の最低基準を維持するための費用（指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

障害児施設を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う

諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費であって、障害児施設に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

- (3) 「障害児施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (4) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった児童及び同法31条、同法63条の2に規定する在所期間の延長を認めた者並びに同法63条の3に規定する措置を認めた者をいう。
- (5) 「知的障害児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第1号に規定する自閉症児施設（以下「自閉症児施設」という。）を区別して呼称するものとし、また同第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設又は同条第3号に規定する第二種自閉症児施設のいずれかを指す場合にはそれぞれ「第一種自閉症児施設」又は「第二種自閉症児施設」と呼称する。
- (6) 「盲ろうあ児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準第60条第1項に規定する盲児施設、同条第2項に規定するろうあ児施設及び同条同項第1号に規定する難聴幼児通園施設のいずれかを指す場合には、それぞれ「盲児施設」、「ろうあ児施設」及び「難聴幼児通園施設」と呼称する。
- (7) 「肢体不自由児施設」には、その入所部及び通園部（昭和38年6月11日厚生省発児第122号通知「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。）を含み、そのいずれかを指す場合には、「肢体不自由児施設入所部」又は「肢体不自由児施設通園部」と呼称する。また、「肢体不自由児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準第68条第3号に規定する肢体不自由児療護施設（以下「肢体不自由児療護施設」という。）を区別して呼称する。
- (8) 「重症心身障害児施設」には、重症心身障害児を入所させる指定医療機関を含むものとする。
- (9) 「保護単価」とは、措置児童等の1人当りの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5の（1）のウに定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (10) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその

他の員数を乗じて得た額等であって、5の(1)のエ又は(2)のウに定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。

- (11) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部を含む。)及び中学校(特別支援学校の中学部を含む。)をいう。
- (12) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- ア 「1級地」とは、人事院規則九一四九(地域手当)(平成18年2月1日人事院規則九一四九)附則別表第二(以下「級地区分表」という。)の支給割合が100分の14.5とされている地域とする。
- イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の12とされている地域とする。
- ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の11とされている地域とする。
- エ 「4級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の10とされている地域並びに東京都のうち小金井市及び神奈川県のうち逗子市とする。
- オ 「5級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の8.5とされている地域とする。
- カ 「6級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の8とされている地域とする。
- キ 「7級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の7.5とされている地域とする。
- ク 「8級地」とは、大阪府のうち岸和田市及び忠岡町とする。
- ケ 「9級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の6.5とされている地域とする。
- コ 「10級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の6とされている地域(大阪府のうち岸和田市を除く。)及び大阪府のうち大阪狭山市とする。
- サ 「11級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の5.5とされている地域とする。
- シ 「12級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の5とされている地域とする。
- ス 「13級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の4.5とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市とする。
- セ 「14級地」とは、福岡県のうち北九州市及び埼玉県のうち狭山市とする。
- ソ 「15級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の3とされている地域(福

岡県のうち北九州市を除く。)及び埼玉県のうち蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、東京都のうち東久留米市及び東大和市、神奈川県のうち座間市、綾瀬市及び寒川町、京都府のうち長岡京市、大阪府のうち松原市、大東市及び摂津市並びに広島県のうち府中町とする。

タ 「16級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の2.5とされている地域とする。

チ 「17級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の2とされている地域とする。

ツ 「18級地」とは、北海道のうち小樽市、神奈川県のうち伊勢原市、静岡県のうち熱海市及び伊東市、兵庫県のうち川西市、山口県のうち下関市並びに福岡県のうち久留米市及び飯塚市とする。

テ 「その他」とは、アからツ以外の地域とする。

- (13) 「指定施設支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第557号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。))を超えるときは、当該現に指定施設支援(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援をいう。)に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1)障害児施設措置費国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき、同法第45条の最低基準を維持するために必要な費用(指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。))。

(2)障害児施設給付費等国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費、同法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費若しくは第24条の7に規定する特定入所児食費等給付費又は第24条の20に規定する障害児施設医療費(以下「障害児施設給付費等」という。)の支給をした場合における同法第50条第6号の4に規定する障害児施設給付費等の支給に要する費用。

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とす

る。

(1)障害児施設措置費国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合算額の全施設等の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度におけるオに定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した国庫負担の基本額に対し、児童福祉法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、同法第50条第7号及び第7号の2の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその措置費を負担するものである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分	
			都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	国
施設の措置費	都道府県、 指定都市及び 児童相談所設置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 社会福祉法人立施設等	1/2	1/2

ウ 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児施設について、次の②から③までに定めるところによりその年度における措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児施設の長に対し

通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表5の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表6または別表7の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(イ) (ア)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(ア)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

エ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、児童福祉法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその施設等に対し、②及び③に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児施設措置費の費目の用途及び各月の支弁額の算式

知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、第一種自閉症児施設、重症心身障害児施設に対する措置費の費目の種類は、別表2の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

③ 定員外支弁の禁止

障害児施設措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

オ 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童単位に、別表4-1の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、措置児童等で、各月初日の年齢が20歳以上である者（この項において「入所者」という。）の場合には、次により算定した額の年間の合算額とする。

別表4-2の各月初日の入所者の対象収入等による階層区分によって定まる基準額と別表4-1の施設種別及び各月初日の入所者の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額との合算額（この額にその月のその入所者に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）とする。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(イ) 肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、第一種自閉症児施設又は重症心身障害児施設の措置費の各月のその措置児童1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童につき支弁した額（その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの事業費の各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式（2）に準じて算定した額。）の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

(2) 障害児施設給付費等国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表3の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した基本額に対し、障害児施設給付費等については、児童福祉法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、同法第50条第6号の4及び第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその障害児施設給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	障害児の入所先施設の区分	障害児施設給付費等の負担区分	
			都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	国
障害児施設給付費等	都道府県、 指定都市及び 児童相談所設置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 社会福祉法人立施設等	1/2	1/2

ウ 対象経費等

障害児施設給付費等の費目の種類は、別表3の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(申請の手続き)

8 この国庫負担金の交付の申請を行う場合には、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金変更交付申請書」（様式

第2号)に、関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出予算書抄本を添付して、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 11 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金に係る事業実績報告書」(様式第3号)に、関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の6月末日(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣にこれを提出すること。

(国庫負担金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 (1) 端数計算の方法

障害児施設措置費国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、障害児施設給付費等国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合及び健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合には、その定めるところによるものとする。

- (2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

別表 1

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設の加算分保護単価	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書きに掲げる職員がおかれている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 幼児加算分保護単価	盲児施設又はろうあ児施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価
	知的障害児通園施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価
4 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合	一般分保護単価(小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率(ただ

		し、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。)
5 指導員特別加算分 保護単価	盲児施設又はろうあ児施設の場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)指導員特別加算分保護単価
6 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価

(2)	ア 一 般 生 活 費	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設の措置児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、知的障害児施設において重度知的障害児があるとき、第二種自閉症児施設において重度自閉症児があるとき又は盲児施設若しくはろうあ児施設において盲ろうあ重度児があるときは、重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費又は盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護施設においては肢体不自由児療護重度加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童数 一般生活費保護単価表(措置児童1人当たり)		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別</th> <th style="text-align: center;">一般生活費 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設</td> <td style="text-align: center;">47,340円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設</td> <td style="text-align: center;">14,570円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別
施設種別	一般生活費 (月額)					
知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	47,340円					
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	14,570円					

イ 重 度 知 的 障 害 児 加 算 費	知的障害児施設の措置児童であつて、別に定める基準により重度棟に入所しているもの	その児童の監護及び日常諸経費等
ウ 重 度 自 閉 症 児 加 算 費	第二種自閉症児施設の措置児童であつて、別に定める基準により重度自閉症児と認定されたもの	その児童の監護及び日常経費等
エ 盲 ろ う あ 児 重 度 加 算 費	盲児施設又はろうあ児施設の措置児童であつて、別に定める基準により盲ろうあ重度児として認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等
オ 肢 体 不	肢体不自由児療護施設の措置児童	その児童の監護及び日常諸経費等

算 式(2)

次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度加算費保護単価表（措置児童1人当たり）

重度加算費	施設種別（月額）	
知 的 障 害 児 施 設	25%加算分	46,900円
	30%加算分	56,300円
第二種自閉症 児 施 設	25%加算分	46,900円
	30%加算分	56,300円
盲 児 施 設	25%加算分	44,650円
	30%加算分	53,590円
ろうあ児施設	25%加算分	40,790円
	30%加算分	48,970円
肢体不自由児 療護施設		56,300円

自由児療護重度加算費			
力強度行動障害特別処遇加算費	知的障害児施設、第二種自閉症児施設の措置児童であつて、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価 224,050円 × その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
キ重度重複障害児加算費	重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等で	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算式(4)</p> <p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価 32,000円 × その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>

		あつて、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの		
	ク 被 虐 待 児 受 入 加 算 費	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であつて、別に定める基準により虐待を受けていた児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数
(3) 肢 体 不	ア 点 数 分	肢体不自由児施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)により算定した額の合算額。 なお、肢体不自由児施設入所部の措置児童については、保健衛生費、保育士等加算費、日用品費、指導訓練材料費、看護代替要員費及びスプリンクラー保守管理等費として算式(2)から(7)までにより算定した額を加算する。 算式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保

自
由
児
施
設
基
本
分
措
置
費

険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号。以下「健康保険の療養費の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月厚生省告示第237号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

ただし、75歳以上(昭和7年9月30日以前に生まれた者を含む。)又は65歳以上75歳未満であって老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)別表第1に定める程度の障害の状態にある措置児童等がいる場合においては、老人保健法の規定による医療に関する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号。以下「老人保険の医療の算定基準」という。)及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する保険医療機関であり、かつ、その措置児童等が老人保健法に基づく給付の対象者である場合においては、同法に基づく給付が行われる額を控除した額)とする。

イ アに該当しない措置児童については、健康保険の療養費の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数
(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)

措置児童数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
A欄	基本分	円 27,020	円 26,320	円 25,710	円 25,050	円 24,400
B欄	加算分	2,380	2,310	2,260	2,180	2,120
措置児童数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
A欄	基本分	円 23,740	円 23,490	円 23,300	円 23,040	円 22,870
B欄	加算分	2,110	2,050	2,060	2,040	2,000
措置児童数		141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
A欄	基本分	円 22,670	円 22,530	円 22,420	円 22,300	円 22,210
B欄	加算分					

欄		2,010	1,980	1,960	1,950	1,950
	措置児童数	191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 22,090	円 22,030			
B 欄	加算分	1,960	1,930			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,470円	1,810円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円 × そ

の月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数

算式(7)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童数各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

(注) 肢体不自由児施設の措置児童については、この欄に掲げる経費のほか、肢体不自由児施設入所部の措置児童にあつては、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を、肢体不自由児施設通園部の措置児童にあつては、教育費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。

イ	(ア) 重度	入所部の別に定める	その児童の看護及び日常諸	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,300円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児措置児童数
---	--------	-----------	--------------	---

	点数分以外の分	肢体不自由児加算費	基準による肢体不自由児重度棟の措置児童	経費等	
	(イ) 通園指導費	通園部の措置児童	その児童の看護及び施設運営に必要な事務費等		通園指導費月額保護単価 48,920円×その月初日の措置児童数（ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算費として 4,360円を加算した額とする。）
	(ウ) 指材導料訓練費	通園部の措置児童	その児童の指導訓練材料費及び給食費		指導訓練材料等費日額保護単価 510円×その月の措置児童出席延人員数
(4) 肢体不自由	指定医療機関の措置肢体不自由児	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費			<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円 ×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 20,470円</p>

由
児
療
育
費

×その月初日の措置児童数

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価
20,470円×その月初日の措置乳幼児数

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

算式(4)

(重度肢体不自由児加算費分)

重度肢体不自由児加算費月額保護単価
56,300円×その月初日の措置児童数(すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)

特別訓練費月額保護単価 800円×その月初日において15歳をこえた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童数

算式(7)(被虐待児受入加算費分)

被虐待児受入加算費月額保護単価37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数

(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療を受ける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、こ

			の表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。
(5)	第一種自閉症児施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費) $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士等} \\ \text{加算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ </p> <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>
第			
一			
種			
自			
閉			
症			
児			
施			
設			
基			
本			

保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)

措置児童数	40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	円 71,960	円 70,960	円 69,910	円 68,860	円 67,820

分
措
置
費

B 欄	加 算 分	6,420	6,320	6,220	6,140	6,030
措 置 児 童 数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 67,440	円 67,110	円 66,760	円 66,360	
B 欄	加 算 分	6,000	5,990	5,930	5,910	

算 式(4) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円

× その月初日の措置児童数

算 式(5) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円

× その月初日の措置児童数

算 式(6) (重度自閉症児加算費分)

次の表の重度自閉症児加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準により重度自閉症児と認定された措置児童数

重度自閉症児加算費保護単価表

(措置児童1人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	46,900円
30%加算分	56,300円

算 式(7) (スプリンクラー保守管理等費分)

			<p>スプリンクラー保守管理等費月額保護単価（40人以下施設） 930円×その月初日の措置児童数</p> <p>各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>（注）この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(10)まで及び(12)、(13)、(14)、(15)、(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6)	重症心身障害児施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>(1) 次の算式(1)から算式(6)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分)</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (指導費分)</p> <p>指導費月額保護単価 230,510円 ×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (日用品費分)</p> <p>日用品費月額保護単価 18,570円 ×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(4) (看護代替要員費分)</p> <p>看護代替要員費月額保護単価 160円 ×その月初日の措置児童数（指定医療機</p>

<p>児 療 育 費</p>			<p>関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算 式(5) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 420円 × その月初日の措置児童数</p> <p>算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円× その月初日の措置児童数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(10)まで、(12)、(13)、(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
<p>(7) 教 育</p>	<p>知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であつて義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代 (2)教材代 (3)通学</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算 式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 × その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p>

費

校の高等部第1学年に入学するもの。

のための
交通費
(4)その
児童の特
別支援学
校高等部
入学に必
要な学用
品費等

学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部
保護単価(膳)	円 2,110	円 4,180	円 4,180

算式(2)

その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額

算式(3)

その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設又は肢体不自由児施設に限りその児童が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額

算式(4)

特別加算費年額保護単価 57,300円
×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数

(8)

知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児

その児童のその学校給食に

その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費

<p>学 校 給 食 費</p>	<p>施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>必要な経費</p>	<p>を合算した額の合算額</p>								
<p>(9) 見 学 旅 行 費</p>	<p>知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算 式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価 ×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="815 1227 1342 1823"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1227 1139 1429">学 年 別</th> <th data-bbox="1139 1227 1342 1429">保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1429 1139 1525">小 学 校 第 6 学 年</td> <td data-bbox="1139 1429 1342 1525">20,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1525 1139 1621">中 学 校 第 3 学 年</td> <td data-bbox="1139 1525 1342 1621">55,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1621 1139 1823">特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)</td> <td data-bbox="1139 1621 1342 1823">108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小 学 校 第 6 学 年	20,600円	中 学 校 第 3 学 年	55,900円	特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円
学 年 別	保護単価 (年額)										
小 学 校 第 6 学 年	20,600円										
中 学 校 第 3 学 年	55,900円										
特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円										

<p>(10)</p> <p>入 進 学 支 度 金</p>	<p>知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部、肢 体不自由児を入所 させる指定医療機 関、肢体不自由児 療護施設若しくは 重症心身障害児施 設の措置児童であ って、小学校第1 学年に入学し、又 は中学校第1学年 に進学するもの。</p>	<p>その児童 の入進学 に際し必 要な学童 用品等の 購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4 月分の措置費として支弁する。</p> <p>算 式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価 ×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="810 685 1369 1032"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	39,500円								
中学校第1学年進学児童	46,100円								
<p>(11)</p> <p>特 別 育 成 費</p>	<p>肢体不自由児施設 入所部、肢体不自由 児を入所させる 指定医療機関若し しくは肢体不自由児 療護施設の措置児 童であって、別に 定めるところによ り、高等学校に在 学しているもの及 び高等学校第1学 年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げ る経費 (1)その 児童の高 等学校在 学中にお ける教育 に必要な 授業料、 クラブ費 等の学校 納付金、 教科書代 学用品費 等の教科 学習費、 通学費等 (2)その 児童の高</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただ し、算式(2)については4月分の措置費とし て支弁する。</p> <p>算 式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価 ×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="869 1619 1310 1966"> <thead> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算 式(2)</p>	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公 私 別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								

		等学校入学に際し必要な学用品費等	特別加算費年額保護単価 57,300円 ×高等学校第1学年入学措置児童数
(12) 夏 季 等 特 別 行 事 費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算 式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期 末 一 時 扶 助 費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円 ×12月初日の措置児童数

<p>(14)</p> <p>医 療 費</p>	<p>知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設、肢体不自 由児を入所させる 指定医療機関、肢 体不自由児療護施 設若しくは重症心 身障害児施設の措 置児童であつて疾 病、障害等により 医師、歯科医師等 によって、診察、 治療、投薬、手術 等の医療を受ける ためその支弁を必 要と認められるも の。</p>	<p>その児童 等の医療 に必要な 経費</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算 式</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等 につき、健康保険の療養費の算定方法及び 入院時食事療養費の算定基準に準じて算定 した額（その医療機関が社会保険の指定医 療機関であり、かつ、その措置児童等が社 会保険の被扶養者等である場合において は、その社会保険において給付が行われる 額を控除した額とする。）を合算した額 ただし、75歳以上（昭和7年9月30日 以前に生まれた者を含む。）又は65歳以 上75歳未満であつて老人保健法施行令別 表第1に定める程度の障害の状態にある措 置児童等がいる場合においては、その施設 のその月におけるその措置児童等につき老 人保健の医療の算定基準及び入院時食事療 養費の算定基準に準じて算定した額（その 医療機関が老人保健法に規定する保険医療 機関であり、かつ、その措置児童等が老人 保健法に基づく給付の対象者である場合 においては、同法に基づく給付が行われる額 を控除した額）を合算し、その額とその施 設のその月におけるその他の措置児童等 について算定した上記の額を加えた額とす る。</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する 費用についても健康保険法の給付の取扱い の場合に準じて支弁して差支えない。</p>
<p>(15)</p> <p>職 業 補</p>	<p>知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部若し くは肢体不自由児 療護施設の措置児 童であつて、義務</p>	<p>次に掲げ る経費</p> <p>(1)その 児童の交 通費</p> <p>(2)その 児童に係 る教科書</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算 式(1)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童が 最も経済的な通常の経路及び方法により通 う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券 (定期乗車券のない場合にあつてはこれ に準ずるもの)の実費</p>

導 費	教育を終了した後 公共職業訓練所等 の職業補導機関に 通うもの。	代等	算 式(2) 職業補導費月額保護単価 4,800円× その月の職業補導機関に通っている措置児 童数																		
(16) 児 童 用 採 暖 費	知的障害児施設、 第二種自閉症児施 設、知的障害児通 園施設、盲児施設、 ろうあ児施設、難 聴幼児通園施設若 しくは肢体不自由 児療護施設の措置 児童	その児童 の冬期の 採暖に必 要な経費	次の算式によって算定した額 ただし、その支弁のできる期間は、10月分 から翌年3月分までに限る。 算 式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価 ×その月初日の措置児童数																		
児童用採暖費保護単価表（措置児童1人当たり）																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別 \ 級地別</th> <th style="text-align: center;">5 級 地</th> <th style="text-align: center;">4 級 地</th> <th style="text-align: center;">3 級 地</th> <th style="text-align: center;">2 級 地</th> <th style="text-align: center;">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設</td> <td style="text-align: center;">円 6,820</td> <td style="text-align: center;">円 5,220</td> <td style="text-align: center;">円 3,380</td> <td style="text-align: center;">円 2,520</td> <td style="text-align: center;">円 1,260</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設</td> <td style="text-align: center;">1,130</td> <td style="text-align: center;">960</td> <td style="text-align: center;">590</td> <td style="text-align: center;">380</td> <td style="text-align: center;">190</td> </tr> </tbody> </table>				施設種別 \ 級地別	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	1,130	960	590	380	190
施設種別 \ 級地別	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域																
知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260																
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	1,130	960	590	380	190																
(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用すること。																					
(17) 就 職 支	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部若し しくは肢体不自由児 療護施設の措置児 童であって、その 児童が就職するた	(1)その 児童の就 職に際し 必要な寝 具類、被 服類等の 購入費 (2)その 児童の就	次の算式(1)によって算定した額とし、入 所措置が解除される日の属する月の措置費と して支弁する。ただし、別に定める基準に該 当する場合においては、算式(2)によって算 定した額を加算する。 算 式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 71,000円 ×その月の就職による措置解除児童数																		

<p>度 費</p>	<p>めその入所の措置 が解除されること となったもの。</p>	<p>職に際し 必要な住 居費、生 活費等</p>	<p>算 式(2) 就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価 137,510円×その月の別に定める基準によ る就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬 祭 費</p>	<p>知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部、肢 体不自由児を入所 させる指定医療機 関、肢体不自由児 療護施設若しくは 重症心身障害児施 設の措置児童であ って、死亡したも の(以下「死亡児」 という。)</p>	<p>その死亡 児の火葬 又は埋葬 納骨その 他葬祭の ために必 要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その 死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900 円をこえる場合であって、その総額のうち 火葬に要した費用の額が 450円をこえるとき はそのこえる額を、自動車の料金その他死体 の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえ るときは 8,940円の範囲内においてそのこえ る額を、それぞれ加算する。</p> <p>算 式 葬祭費 1 件当たり保護単価 153,900円 ×死亡児数</p>

別表3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児施設給付費	児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	児童福祉法第24条の2の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児施設給付費	児童福祉法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	児童福祉法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児施設医療費	児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	児童福祉法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

別表 4 - 1

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	2,200
C 2		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以下	9,000	4,500
D 2		30,001円から 80,000円まで	13,500	6,700
D 3		80,001円から 140,000円まで	18,700	9,300
D 4		140,001円から 280,000円まで	29,000	14,500
		その月のその措置		

D 5	280,001円から 500,000円まで	児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。）	20,600
D 6	500,001円から 800,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円をこえるときは54,200円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円をこえるときは27,100円とする。）
D 7	800,001円から 1,160,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円をこえるときは34,300円とする。）
D 8	1,160,001円から 1,650,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円をこえるときは42,500円とする。）
D 9	1,650,001円から 2,260,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円をこえるときは51,400円とする。）
D 10	2,260,001円から 3,000,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、そ	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、そ

			の額が122,500円をこえるときは122,500円とする。)	の額が61,200円をこえるときは61,200円とする。)
D 11	3,000,001円から 3,960,000円まで		その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円をこえるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円をこえるときは71,900円とする。)
D 12	3,960,001円から 5,030,000円まで		その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円をこえるときは166,600円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円をこえるときは83,300円とする。)
D 13	5,030,001円から 6,270,000円まで		その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円をこえるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円をこえるときは95,600円とする。)
D 14	6,270,001円以上		全額徴収	全額徴収

備

1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD 1～D 14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40

年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、(1)当分の間徴収金基準額(D14階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月

の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額(4の適用後の基準額を含む。)に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表 4 - 2

障害児施設徴収金基準額表 (入所者用)

対象収入等による階層区分		知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設	
階層区分	定 義	徴 収 金 基 準 額 (月 額)	
1	生活保護法による被保護者 (単給を含む。)	0円	
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)			
2	0円 ~ 270,000円	0円	
3	270,001 ~ 280,000	1,000	
4	280,001 ~ 300,000	1,800	
5	300,001 ~ 320,000	3,400	
6	320,001 ~ 340,000	4,700	
7	340,001 ~ 360,000	5,800	
8	360,001 ~ 380,000	7,500	
9	380,001 ~ 400,000	9,100	
10	400,001 ~ 420,000	10,800	
11	420,001 ~ 440,000	12,500	
12	440,001 ~ 460,000	14,100	
13	460,001 ~ 480,000	15,800	
14	480,001 ~ 500,000	17,500	
15	500,001 ~ 520,000	19,100	
16	520,001 ~ 540,000	20,800	
17	540,001 ~ 560,000	22,500	
18	560,001 ~ 580,000	24,100	
19	580,001 ~ 600,000	25,800	
20	600,001 ~ 640,000	27,500	

21	640,001	~	680,000	30,800
22	680,001	~	720,000	34,100
23	720,001	~	760,000	37,500
24	760,001	~	800,000	39,800
25	800,001	~	840,000	41,800
26	840,001	~	880,000	43,800
27	880,001	~	920,000	45,800
28	920,001	~	960,000	47,800
29	960,001	~	1,000,000	49,800
30	1,000,001	~	1,040,000	51,800
31	1,040,001	~	1,080,000	54,400
32	1,080,001	~	1,120,000	57,100
33	1,120,001	~	1,160,000	59,800
34	1,160,001	~	1,200,000	62,400
35	1,200,001	~	1,260,000	65,100
36	1,260,001	~	1,320,000	69,100
37	1,320,001	~	1,380,000	73,100
38	1,380,001	~	1,440,000	77,100
39	1,440,001	~	1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上			81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月) (100円未満切捨て)

備 考

当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。

重症心身障害児施設	90,000円
その他の施設	50,000円

※ この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

別表5 障害児施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 知的障害児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	397,850	392,020	390,500	387,540	384,600	381,660	380,180	378,700	377,240	375,780	374,300	372,770	371,290	369,810	366,870	365,380	363,860	360,900	357,910
11 ~ 20	273,810	269,670	268,630	266,550	264,490	262,400	261,370	260,330	259,310	258,290	257,250	256,220	255,140	254,110	252,000	250,950	249,900	247,810	245,760
30人まで	216,450	213,210	212,460	210,940	209,390	207,850	207,090	206,330	205,560	204,790	204,030	203,260	202,490	201,720	200,200	199,420	198,650	197,110	195,560
31 ~ 40	198,010	195,020	194,320	192,910	191,470	190,080	189,350	188,650	187,930	187,210	186,510	185,800	185,100	184,400	182,970	182,280	181,540	180,120	178,720
41 ~ 50	186,850	184,000	183,330	181,980	180,630	179,270	178,570	177,900	177,220	176,540	175,870	175,190	174,510	173,840	172,490	171,810	171,110	169,760	168,410
51 ~ 60	180,540	177,810	177,150	175,830	174,500	173,170	172,520	171,840	171,180	170,530	169,870	169,210	168,540	167,880	166,580	165,930	165,270	163,940	162,600
61 ~ 70	174,460	171,750	171,100	169,830	168,540	167,240	166,600	165,960	165,310	164,660	164,040	163,410	162,770	162,140	160,870	160,230	159,560	158,300	157,010
71 ~ 80	170,250	165,690	165,060	163,790	162,560	161,320	160,690	160,060	159,450	158,840	158,220	157,590	156,980	156,370	155,150	154,520	153,870	152,660	151,420
81 ~ 90	162,240	159,710	159,100	157,910	156,720	155,510	154,910	154,320	153,710	153,100	152,510	151,920	151,300	150,720	149,530	148,920	148,320	147,100	145,900
91 ~ 100	156,170	153,720	153,150	151,970	150,790	149,640	149,050	148,490	147,890	147,300	146,740	146,190	145,590	145,010	143,860	143,260	142,650	141,490	140,330
101 ~ 110	155,320	152,880	152,310	151,170	150,000	148,830	148,260	147,670	147,080	146,510	145,940	145,380	144,820	144,230	143,070	142,490	141,930	140,780	139,610
111 ~ 120	154,570	152,140	151,550	150,390	149,240	148,080	147,510	146,940	146,360	145,780	145,220	144,660	144,090	143,500	142,360	141,790	141,220	140,060	138,910
121 ~ 130	153,750	151,350	150,760	149,610	148,470	147,330	146,770	146,190	145,610	145,040	144,480	143,900	143,340	142,760	141,610	141,020	140,450	139,300	138,170
131 ~ 140	152,600	150,270	149,730	148,610	147,490	146,380	145,810	145,250	144,690	144,130	143,570	143,010	142,440	141,900	140,780	140,220	139,630	138,530	137,420
141 ~ 150	152,170	149,780	149,220	148,080	146,940	145,810	145,250	144,670	144,120	143,550	142,960	142,400	141,830	141,250	140,110	139,560	138,990	137,850	136,710
151 ~ 160	151,050	148,700	148,130	147,030	145,910	144,790	144,200	143,620	143,080	142,530	141,940	141,370	140,800	140,210	139,070	138,520	137,960	136,830	135,690
161 ~ 170	149,990	147,640	147,100	146,010	144,870	143,720	143,170	142,610	142,050	141,480	140,940	140,370	139,820	139,240	138,120	137,560	136,960	135,830	134,710
171 ~ 180	148,930	146,610	146,030	144,890	143,790	142,680	142,110	141,540	141,020	140,450	139,920	139,340	138,790	138,230	137,130	136,540	135,970	134,890	133,770
181 ~ 190	147,780	145,470	144,910	143,800	142,700	141,600	141,030	140,510	139,950	139,410	138,850	138,270	137,740	137,190	136,070	135,510	134,950	133,850	132,760
191人以上	146,690	144,410	143,850	142,730	141,640	140,550	140,010	139,470	138,930	138,410	137,890	137,320	136,770	136,190	135,080	134,530	133,990	132,900	131,790

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設を本体施設とし、障害者支援施設（障害者自立支援法施行後もなお従前の例により運営している身体障害者更生施設を含む。以下この別表5において同じ。）を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 知的障害児施設

(障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	146,020	144,130	143,670	142,720	141,780	140,800	140,330	139,840	139,380	138,890	138,410	137,950	137,470	137,000	136,040	135,550	135,080	134,120	133,180
11 ~ 20	148,640	146,510	145,950	144,860	143,780	142,700	142,170	141,630	141,080	140,530	140,000	139,480	138,970	138,430	137,370	136,800	136,240	135,150	134,090

(2) 第二種自閉症児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
40人まで	215,310	211,980	211,060	209,550	208,020	206,490	205,700	204,930	204,170	203,390	202,650	201,900	201,140	200,370	198,850	198,110	197,370	195,860	194,330
41 ~ 50	213,780	210,560	209,680	208,130	206,580	205,020	204,270	203,510	202,720	201,910	201,170	200,430	199,660	198,890	197,330	196,580	195,830	194,270	192,760
51 ~ 60	204,980	201,870	201,040	199,560	198,070	196,580	195,820	195,090	194,340	193,560	192,860	192,110	191,370	190,630	189,150	188,420	187,700	186,220	184,770
61 ~ 70	196,260	193,190	192,370	190,950	189,510	188,090	187,360	186,630	185,930	185,210	184,500	183,790	183,080	182,370	180,950	180,250	179,520	178,120	176,730
71人以上	187,360	184,430	183,660	182,320	180,940	179,560	178,880	178,200	177,500	176,790	176,110	175,440	174,760	174,070	172,690	172,020	171,350	169,970	168,640

(3) 知的障害児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	130,350	128,270	127,780	126,760	125,750	124,760	124,240	123,750	123,250	122,730	122,250	121,750	121,230	120,730	119,710	119,190	118,700	117,680	116,660
31 ~ 40	119,420	117,510	117,030	116,100	115,190	114,270	113,810	113,360	112,910	112,440	111,990	111,500	111,060	110,580	109,680	109,200	108,740	107,800	106,880
41 ~ 50	115,550	113,810	113,370	112,470	111,570	110,690	110,230	109,790	109,340	108,910	108,460	108,010	107,560	107,120	106,220	105,770	105,310	104,420	103,530
51 ~ 60	103,870	102,300	101,900	101,130	100,320	99,510	99,100	98,700	98,300	97,890	97,480	97,070	96,670	96,270	95,470	95,080	94,680	93,890	93,090
61 ~ 70	99,240	97,740	97,360	96,610	95,830	95,060	94,680	94,290	93,910	93,520	93,140	92,760	92,390	92,000	91,260	90,860	90,490	89,720	88,950
71 ~ 80	94,490	93,140	92,780	92,070	91,350	90,620	90,250	89,870	89,520	89,190	88,800	88,430	88,050	87,690	86,950	86,610	86,270	85,540	84,810
81人以上	89,960	88,640	88,290	87,590	86,890	86,200	85,860	85,520	85,180	84,850	84,500	84,160	83,800	83,470	82,770	82,430	82,100	81,410	80,730

(注) 肢体不自由児、聴覚障害児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定める月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(4) 育児施設

Table with 21 columns (地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, 12級地, 13級地, 14級地, 15級地, 16級地, 17級地, 18級地, その他) and 11 rows (定員: 30人まで, 31~40, 41~50, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91人以上).

(4)-2 育児施設

(育児施設を本体施設とし、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

Table with 21 columns (地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, 12級地, 13級地, 14級地, 15級地, 16級地, 17級地, 18級地, その他) and 11 rows (定員: 10人, 11~15, 16~20, 21~25, 26~30, 31~40, 41~50, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91人以上).

(4)-3 育児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、育児施設を併設する場合)

Table with 21 columns (地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, 12級地, 13級地, 14級地, 15級地, 16級地, 17級地, 18級地, その他) and 7 rows (定員: 5人, 6~10, 11~15, 16~20, 21~25, 26~30).

(5) ろうあ児施設

Table with 21 columns (地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, 12級地, 13級地, 14級地, 15級地, 16級地, 17級地, 18級地, その他) and 11 rows (定員: 30人まで, 31~40, 41~50, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91人以上).

(5)-2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、育児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

Table with 21 columns (地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, 12級地, 13級地, 14級地, 15級地, 16級地, 17級地, 18級地, その他) and 11 rows (定員: 10人, 11~15, 16~20, 21~25, 26~30, 31~40, 41~50, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91人以上).

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	172,780	170,740	170,240	169,200	168,170	167,150	166,610	166,080	165,590	165,100	164,570	164,040	163,520	162,980	161,940	161,420	160,900	159,890	158,880
6 ~ 10	141,140	139,260	138,760	137,810	136,860	135,900	135,440	134,970	134,470	133,980	133,510	133,050	132,550	132,090	131,120	130,630	130,150	129,200	128,250
11 ~ 15	128,910	127,080	126,610	125,710	124,790	123,870	123,430	122,960	122,520	122,070	121,590	121,130	120,670	120,220	119,310	118,870	118,430	117,510	116,600
16 ~ 20	125,450	123,610	123,140	122,210	121,280	120,370	119,900	119,440	119,000	118,550	118,080	117,620	117,140	116,690	115,770	115,300	114,840	113,930	113,010
21 ~ 25	120,050	118,270	117,810	116,900	116,020	115,140	114,680	114,220	113,800	113,370	112,900	112,430	112,000	111,560	110,680	110,230	109,800	108,910	108,000
26 ~ 30	116,400	114,680	114,250	113,420	112,530	111,660	111,220	110,800	110,340	109,900	109,460	109,040	108,600	108,160	107,280	106,830	106,400	105,520	104,640

(6) 聾聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	195,240	192,160	191,400	189,910	188,410	186,880	186,130	185,380	184,620	183,860	183,140	182,380	181,610	180,850	179,350	178,610	177,840	176,340	174,880
31 ~ 40	180,050	177,210	176,520	175,140	173,750	172,360	171,670	170,980	170,280	169,560	168,890	168,220	167,520	166,830	165,460	164,770	164,080	162,690	161,300
41人以上	172,230	169,500	168,850	167,550	166,220	164,890	164,230	163,590	162,930	162,240	161,600	160,960	160,300	159,640	158,320	157,650	156,970	155,660	154,320

(注) 肢体不自由児、聾聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療養施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	234,470	230,800	229,920	228,170	226,460	224,740	223,850	222,980	222,140	221,300	220,420	219,540	218,660	217,780	216,080	215,190	214,310	212,590	210,890
51 ~ 60	229,980	226,470	225,620	223,930	222,240	220,520	219,660	218,800	217,960	217,130	216,260	215,390	214,560	213,740	212,060	211,210	210,360	208,650	206,920
61 ~ 70	225,730	222,180	221,320	219,570	218,020	216,340	215,490	214,650	213,830	213,020	212,160	211,310	210,480	209,640	207,970	207,150	206,330	204,630	202,940
71人以上	221,360	217,880	217,070	215,450	213,830	212,200	211,380	210,550	209,750	208,950	208,090	207,260	206,440	205,620	203,990	203,180	202,360	200,720	199,080

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,080	53,210	52,970	52,530	52,100	51,650	51,430	51,210	51,000	50,770	50,570	50,350	50,130	49,910	49,500	49,260	49,050	48,620	48,170
11~20	27,010	26,570	26,460	26,220	26,000	25,790	25,680	25,570	25,460	25,340	25,230	25,130	25,030	24,920	24,720	24,590	24,480	24,270	24,060
30人まで	17,990	17,610	17,530	17,380	17,250	17,130	17,050	16,970	16,930	16,870	16,790	16,700	16,640	16,560	16,430	16,350	16,290	16,160	16,030
31人以上	14,320	14,080	14,020	13,910	13,800	13,690	13,630	13,570	13,520	13,460	13,410	13,340	13,300	13,230	13,120	13,060	13,010	12,900	12,800

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	108,210	106,470	106,030	105,140	104,270	103,380	102,940	102,490	102,080	101,640	101,200	100,740	100,310	99,870	99,020	98,590	98,180	97,300	96,420
6 ~ 10	54,080	53,210	52,970	52,530	52,100	51,650	51,430	51,210	51,000	50,770	50,570	50,350	50,130	49,910	49,500	49,260	49,050	48,620	48,170
11 ~ 15	36,010	35,440	35,290	35,090	34,700	34,410	34,260	34,110	33,970	33,830	33,670	33,530	33,390	33,240	32,960	32,810	32,680	32,380	32,100
16 ~ 20	27,010	26,570	26,460	26,220	26,000	25,790	25,680	25,570	25,460	25,340	25,230	25,130	25,030	24,920	24,720	24,590	24,480	24,270	24,060
21 ~ 25	21,600	21,240	21,150	20,970	20,800	20,620	20,530	20,440	20,350	20,250	20,170	20,090	20,000	19,920	19,760	19,670	19,580	19,390	19,220
26 ~ 30	17,900	17,610	17,530	17,380	17,250	17,130	17,050	16,970	16,930	16,870	16,790	16,700	16,640	16,560	16,430	16,350	16,290	16,160	16,030

○盲児施設 (障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合)

○ろうあ児施設 (障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合)

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,470	45,740	45,530	45,170	44,800	44,460	44,270	44,080	43,920	43,740	43,540	43,350	43,170	42,980	42,630	42,430	42,250	41,860	41,490
11～20	23,180	22,810	22,710	22,530	22,350	22,170	22,080	22,000	21,910	21,820	21,730	21,650	21,560	21,460	21,280	21,180	21,100	20,900	20,710
30人まで	15,340	15,110	15,070	14,960	14,830	14,700	14,640	14,590	14,510	14,440	14,410	14,360	14,310	14,250	14,140	14,060	13,990	13,890	13,780
31～40	12,290	12,100	12,060	11,980	11,890	11,780	11,730	11,680	11,620	11,570	11,520	11,470	11,440	11,380	11,300	11,260	11,210	11,110	11,020
41～50	9,180	9,040	9,000	8,930	8,860	8,790	8,760	8,730	8,700	8,660	8,630	8,600	8,560	8,510	8,450	8,410	8,380	8,300	8,240
51～60	8,260	8,140	8,120	8,070	8,000	7,930	7,890	7,860	7,820	7,790	7,760	7,740	7,700	7,670	7,610	7,560	7,520	7,460	7,410
61～70	7,310	7,200	7,180	7,130	7,080	7,020	6,990	6,960	6,940	6,920	6,890	6,860	6,840	6,810	6,760	6,740	6,710	6,650	6,600
71～80	6,410	6,300	6,280	6,250	6,200	6,130	6,110	6,090	6,060	6,030	6,010	5,980	5,960	5,930	5,880	5,860	5,830	5,790	5,760
81～90	5,500	5,410	5,390	5,350	5,290	5,240	5,210	5,200	5,160	5,130	5,120	5,120	5,100	5,080	5,050	5,020	5,000	4,980	4,960
91～100	4,580	4,500	4,490	4,440	4,410	4,370	4,350	4,340	4,330	4,310	4,300	4,280	4,270	4,240	4,220	4,200	4,170	4,120	4,100
101～110	4,260	4,190	4,160	4,130	4,100	4,050	4,030	4,010	4,000	3,980	3,950	3,940	3,940	3,930	3,900	3,860	3,840	3,820	3,800
111～120	3,910	3,860	3,870	3,860	3,830	3,780	3,770	3,750	3,720	3,690	3,690	3,670	3,660	3,660	3,630	3,600	3,570	3,550	3,530
121～130	3,600	3,550	3,560	3,560	3,520	3,490	3,480	3,470	3,450	3,420	3,420	3,410	3,390	3,360	3,340	3,300	3,270	3,230	3,230
131～140	3,310	3,270	3,260	3,240	3,220	3,190	3,190	3,170	3,140	3,130	3,130	3,110	3,100	3,090	3,050	3,030	3,000	3,020	3,010
141～150	3,030	2,990	2,980	2,970	2,940	2,920	2,910	2,890	2,880	2,860	2,870	2,850	2,840	2,820	2,800	2,780	2,760	2,730	2,710
151～160	2,920	2,870	2,860	2,850	2,820	2,810	2,790	2,780	2,770	2,760	2,760	2,740	2,730	2,710	2,690	2,690	2,690	2,650	2,620
161～170	2,840	2,790	2,780	2,760	2,730	2,700	2,690	2,690	2,660	2,640	2,650	2,660	2,640	2,630	2,600	2,590	2,580	2,550	2,530
171～180	2,740	2,700	2,690	2,670	2,640	2,620	2,600	2,580	2,570	2,560	2,550	2,540	2,530	2,520	2,510	2,490	2,470	2,450	2,430
181～190	2,640	2,600	2,590	2,570	2,540	2,520	2,510	2,500	2,490	2,480	2,470	2,450	2,450	2,430	2,410	2,400	2,390	2,380	2,380
191人以上	2,510	2,470	2,470	2,450	2,430	2,410	2,410	2,400	2,390	2,380	2,360	2,350	2,330	2,320	2,310	2,290	2,280	2,270	2,270

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	93,010	91,550	91,160	90,440	89,710	88,980	88,610	88,240	87,880	87,510	87,150	86,780	86,410	86,030	85,310	84,930	84,560	83,790	83,050
6～10	46,470	45,740	45,530	45,170	44,800	44,460	44,270	44,080	43,920	43,740	43,540	43,350	43,170	42,980	42,630	42,430	42,250	41,860	41,490
11～15	30,940	30,460	30,330	30,100	29,850	29,600	29,470	29,350	29,220	29,090	28,980	28,860	28,740	28,620	28,380	28,230	28,110	27,860	27,620
16～20	23,180	22,810	22,710	22,530	22,350	22,170	22,080	22,000	21,910	21,820	21,730	21,650	21,560	21,460	21,280	21,180	21,100	20,900	20,710
21～25	18,530	18,240	18,170	18,020	17,870	17,730	17,660	17,590	17,510	17,450	17,390	17,310	17,250	17,160	17,010	16,950	16,880	16,720	16,560
26～30	15,340	15,110	15,070	14,960	14,830	14,700	14,640	14,590	14,510	14,440	14,410	14,360	14,310	14,250	14,140	14,060	13,990	13,890	13,780

○盲児施設(障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合)

○ろうあ児施設(障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合)

(注) 本施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,470	24,090	23,990	23,800	23,610	23,420	23,330	23,240	23,140	23,030	22,950	22,870	22,790	22,690	22,520	22,440	22,340	22,170	21,990

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	52,810	52,000	51,810	51,420	51,020	50,620	50,420	50,230	50,030	49,830	49,630	49,440	49,230	49,030	48,630	48,450	48,240	47,850	47,450

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,520
6～10	18,760
11～15	12,510
16～20	9,380
21～25	7,500
26～30	6,250
31～35	5,350

別表 6

障害児施設の職種別職員定数表

(1) 知的障害児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4. 3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

(1) - 2 第二種自閉症児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4. 3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
看 護 師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。

	以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医 師	医師1人。嘱託医2人。

(2) 知的障害児通園施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員7.5人につき1人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	運 転 手 1人。
	調 理 員 等 2人。
嘱 託 医	1人。

(3) 盲児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

(4) ろうあ児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(4) - 2 難聴幼児通園施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士 職能訓練担 当職員 言語訓練担 当職員	通じて定員4人につき1人。 ただし、職能訓練担当職員、言語訓練担当職員は、それぞれ2人以上置くものとする。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	3人。
嘱 託 医	1人。

(5) 肢体不自由児療護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。
嘱 託 医	1人。

別表7

知的障害児施設を本体施設とし障害者支援施設（障害者自立支援法施行後においてなお、従前の例により運営されている知的障害者更生施設を含む。以下この別表7において同じ。）を併設する場合の職種別定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	知 的 障 害 児 施 設	障 害 者 支 援 施 設
施 設 長	1人。	_____
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に	_____

	限る。	
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱託医	2人。	_____

盲児施設を本体施設としろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	盲児施設	ろうあ児施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	定員150人以上の場合 は2人。		
調理員等	定員90人未満の場合 は4人。 以下同様に30人ご とに1人を加算する。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____

ろうあ児施設を本体とし盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設	施 設
	ろうあ児施設	盲児施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につ き1人。 ただし、定員35人 以下の施設につい ては、この定数のほ か1人を加算する。	通じて定員5人につ き1人。 この定数のほか1人 を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有す る施設にあつては、 別に定めるところに より必要な人員を加 算する。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人 以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の	本体施設の職員と兼	

	場合は1人。 定員150人以上の 場合は2人。	務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場 合は4人。 以下同様に30人ご とに1人を加算する。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼 務とする。	_____

障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	知的障害児施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保 育 士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっ ては、別に定めるところにより必 要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。

障害者支援施設を本体施設とし盲児施設又はろうあ児施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	盲児施設	ろうあ児施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼 務とする。	本体施設の職員と兼 務とする。

児童指導員 保育士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。